職員の懲戒処分について

地方公務員法第２９条の規定及び職員の手続き及び効果に関する条例に基づき、令和８年１０月２２日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

（１）懲戒処分等の種類及び内容
　　戒告（勤務態度不良）
（２）事案の概要内容
　　介護医療院入所者のケアプランの更新を怠り過誤請求を生じたもの
（３）処分年月日
　　令和８年１０月２２日
（４）職員の所属名、職名及び年齢
　　介護医療院　主査（介護支援専門員）　５０歳